

平成27年3月18日

各位

会社名 中国電力株式会社
代表者名 取締役社長 苅田知英
(コード番号 9504 東証第一部)
問合せ先 コンプライアンス推進部門(会社法務担当)
マネージャー 榊原 和行
(TEL 082-544-2727)

島根原子力発電所1号機の今後の取り扱いについて

当社は、平成25年7月施行の改正原子炉等規制法において、原子力発電所の運転期間が原則40年と規定されたことなどを踏まえ、島根原子力発電所1号機（以下、「島根1号機」という。）の今後の取り扱いについて慎重に検討を進めてまいりましたが、本日の取締役会において、島根1号機の廃止を決定しましたのでお知らせします。

島根1号機は、当社初の原子力発電所として昭和49年3月に営業運転を開始して以降、地域の皆さまのご理解をいただきながら、中国地域における電力の安定供給の一翼を担ってきており、昨年3月に運転開始から40年を迎えました。

この間、平成25年7月には、それまでの安全規制を強化するとともに自然災害やシビアアクシデント対策なども取り入れた新しい規制基準が施行され、同時に、原子力発電所の原則的な運転期限が運転開始以降40年と定められました。

島根1号機が運転期間を延長する場合には、新規制基準への適合に加え、特別点検を行ったうえで運転期間延長の認可を受ける必要があります、これには長期かつ大規模な安全対策投資が必要となるものと考えています。

また、このたび、廃炉を円滑に進めるための会計関連制度が導入されるなど、原子力を取り巻く事業環境は大きく変化してきており、今後の電力需要や供給力なども踏まえて総合的に勘案した結果、平成27年4月30日をもって、島根1号機を廃止することとしたものです。

当社としましては、今後、廃止に向けた必要な手続きを進めていくとともに、引き続き安全の確保を最優先に島根原子力発電所の運営を行い、多くの皆さまのご理解をいただけるよう、鋭意取り組んでまいります。

なお、当社は本日、上記の会計関連制度にかかる申請（原子力廃止関連仮勘定承認申請）を経済産業大臣に行う予定です。当該申請により、本決定に伴う当期業績への影響は軽微となる見込みです。

以上